

離島振興法の改正について

資料 4

1. 制定及び改正の経緯

- (1) 昭和28年に議員立法により制定（10年間の時限立法）
- (2) 改正離島振興法は、所要の改正と有効期限の10カ年延長が提案され、平成24年6月20日に成立、同27日公布、平成25年4月1日から施行される予定。
- (3) 「離島への住民定住の維持促進」が改正趣旨の柱

2. 主な改正点

- (1) 目的規定の充実
 - ・ 離島の国家的役割、国の責務の明確化
- (2) 基本的施策の拡充（ は新設）
 - ・ 交通、教育、医療、情報通信、産業、観光、自然環境、エネルギー等
- (3) 主務大臣の追加（3大臣 → 7大臣）
 - ・ 国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣に加え、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣を主務大臣に追加。
- (4) 離島活性化交付金の新設
 - ・ これまで主な支援策であった公共事業（ハード事業）に対する補助率の嵩上げに加え、ソフト事業の充実を目的とした交付金に関する条項が新設。

3. 離島活性化交付金について

- ・ 対象事業については、「離島振興対策実施地域の活性化に資する事業等」として政令で定めることとされており、関係省庁間の調整を経て決定。
- ・ 8/31の概算要求に向けて対象事業を各省庁で検討中。

* 交付金制度の充実を図るため、概算要求に向けて想定される事業を幅広く関係省庁へ提案することが必要。

○ 隠岐支庁より県庁関係課に対し「離島活性化交付金に盛り込むべき施策の提案について」照会（7/26 付け）

○ 県庁関係課を対象とした改正法説明会 開催（8/10）

【内容】①法改正の概要

②島根県離島振興計画策定作業について

③交付金制度の充実に向けた関係省庁への働きかけ

離島振興法改正のポイント

1. 目的規定の改正（第1条）

- ・離島の国家的国民的役割及び離島の置かれた現状と背景をより明確にするとともに、離島の振興の目的として、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、地域間の交流の促進、居住するもののない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進について明記。

2. 基本理念及び国の責務規定の新設（第1条の2）

- ・離島の振興のための施策は、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨とする基本理念を明記。
- ・国は、基本理念にのっとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する旨規定。

3. 主務大臣の追加（第3条、第4条及び第21条の3等）

- ・国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣に加え、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣を主務大臣に追加。

4. 離島振興基本方針及び離島振興計画への項目追加（第3条及び第4条）

- ・基本方針、振興計画に定める事項として、就業促進、介護サービスの確保、環境保全、再生可能エネルギーの利用、人材の確保・育成の項目を追加。
- ・基本方針、振興計画に定める事項の例示として、人の往来・物資の流通費用の低廉化、妊婦への支援、子どもの修学支援、地震・津波防災を追加。

5. 市町村要請による離島振興計画の策定、住民意見の反映（第4条）

- ・市町村が要請した場合、都道府県は離島振興計画を定める義務を規定。
- ・市町村が案を作成する際に離島住民の意見を反映させる措置を講ずる旨規定。

6. 財政上の措置等（第6条）

- ・国は、基本理念にのっとり、離島振興に必要な財政上の措置等を講ずる旨規定。
- ・国及び地方公共団体は離島振興計画に基づく離島の公共事業予算の明確化について配慮をするよう規定。

7. 離島活性化交付金等（第7条の2～第7条の4）

- ・都道府県は、離島活性化交付金等事業計画を策定できる旨規定。
- ・国は、離島活性化交付金等事業計画に基づく事業に対し、それぞれの事業ごとに交付金又は補助金の交付を行うことができる旨規定。
- ・国は、離島活性化交付金等事業計画の事業及びその他離島地域の活性化に資する事業（国の事業）をとりまとめ、毎年度公表する旨規定。

8. 医療の確保等（第10条）

- ・産科医療機関等のない離島に住む妊婦の健康診査の受診及び出産のために必要な通院・入院に対する支援について配慮する旨規定。
- ・医療法に基づく医療計画作成の際に離島振興対策実施地域（以下離島地域）に必要な医療が確保されるよう配慮する旨規定。なお、医療法の附則にも同趣旨の規定を追加。

9. 介護サービスの確保等（第10条の2）

- ・老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について配慮する旨規定。

10. 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減（第11条の2）

- ・離島住民が保健医療サービス、介護サービス、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための住民負担の軽減について配慮する旨規定。

11. 交通の確保等（第12条）

- ・離島地域に係る海上、航空及び陸上の交通について、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実に配慮する旨規定。

12. 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実（第13条）

- ・離島地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正について配慮する旨規定。

13. 農林水産業その他の産業の振興（第14条）

- ・離島地域における水産業の重要性に鑑み、水産動植物の生育環境の保全及び改善について配慮する旨規定。
- ・離島地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入、産業連携の推進について配慮する旨規定。

14. 就業の促進（第14条の2）

- ・離島地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充、実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について配慮する旨規定。

15. 生活環境の整備（第14条の3）

- ・定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について配慮する旨規定。

16. 教育の充実（第15条）

- ・高校等が設置されていない離島に住む高校生が離島外へ通学する場合又は離島外に居して通学する場合に対する支援について配慮する旨規定。
- ・離島における教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高校等に係る教職員の定員の決定について配慮する旨規定。なお、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の附則にも同趣旨の規定を追加。

17. 地域文化の振興（第16条）

- ・離島地域において伝承されてきた文化的所産の多様性を強調するとともに、その担い手の育成について配慮する旨規定。

18. 観光の振興及び地域間交流の促進（第17条）

- ・離島と他の地域との間の交流の拡大について規定するとともに、離島地域における観光の振興について配慮する旨規定。

19. 自然環境の保全及び再生（第17条の2）

- ・自然環境の保全及び再生に資するため、海岸漂着物の処理、外来生物及び伝染病の防除及び防疫その他の生態系の維持又は回復について配慮する旨規定。

20. エネルギー対策の推進（第17条の3）

- ・再生可能エネルギーの利用の推進について配慮する旨規定。
- ・離島地域における石油製品の価格の低廉化その他のエネルギーに関する対策について配慮する旨規定。

21. 防災対策の推進（第17条の4）

- ・災害防除及び災害時の孤立防止のため、国土保全施設・避難施設等の整備、住居の集団的移転の促進、防災教育・訓練の実施、被災者の救難・救助等を行う体制整備及び

関係行政機関の連携強化その他の防災対策の推進について配慮する旨規定。

2 2. 離島特別区域制度の整備（第 18 条の 2）

- ・地域における創意工夫を生かした離島の振興を図るため、当該離島地域内に区域を限って規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずる旨規定。

2 3. 税制上の措置等（第 19 条）

- ・法の目的の達成に資するため、租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興に必要な税制上の措置等を講ずる旨規定。

2 4. 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充（第 20 条）

- ・地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の対象業種に情報サービス業等を追加。

2 5. 国土審議会への報告（第 21 条の 2）

- ・毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告する旨規定。

2 6. 期限の延長（附則第 2 項）

- ・離島振興法の有効期限を平成 35 年 3 月 31 日まで 10 年間延長。

2 7. 財源の確保に係る検討（改正法附則第 4 条）

- ・離島の振興のための施策を実施するために必要な財源の確保について、その安定化を図る観点から検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨規定。

2 8. 防災機能の強化を図るための財政上の措置等（改正法附則第 5 条）

- ・離島振興計画に基づく海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業について、地方公共団体の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を講ずる旨規定。

2 9. 特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討（改正法附則第 6 条）

- ・我が国の領域・排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定。

離島活性化交付金の施策提案について

(島根県)

分野	NO	提 案 内 容 ※費用は事業費ベース	備 考	提案者
交流	1	交流・体験事業に係る支援 ① 本土の山間部の学校との交流、修学旅行の受け入れ、大学・学習塾の夏季講習の受け入れなどに係る費用を支援することにより、交流人口の拡大を図る。 ◇交通費、宿泊費、PR費用の支援(実施者側へ支援することにより参加費用等を軽減する) ◇1人あたり10千円 ◇1町村あたり5,000千円(1/2補助) ② 農業体験などの離島体験事業に係る費用を支援することにより、交流人口の拡大を図る。 ◇①に同じ		町村要望を踏まえ支庁で立案
	2	交流イベントに係る支援 島外との交流や観光客誘致のきっかけとなる祭りなどのイベントに対し支援を行う ◇1イベントあたり3,000千円(1/2補助)		海士町ほか
定住	3	Uターン促進に係る支援 隠岐への定住を促進するため、町村等が行うUターン事業に対する支援を行う。 ◇情報発信(HP、広告掲載、Uターンフェア出展、パンフ作成等)に係る経費) ◇作業体験や地元交流会を組み入れた体験事業の実施 ◇定住支援住宅の家賃支援 ◇1町村あたり5,000千円(1/2補助)		町村要望を踏まえ支庁で立案
	4	Uターン者支援 Uターンの呼び水・きっかけとなるようUターン後2年に限り生活費支援を行う。 ◇一人あたり1,800千円		知夫村ほか
	5	安心して子育てのできる環境の整備 島で安心して子供を産み、育てることができるよう環境づくりを行う。 ◇結婚祝い金、出産祝い金、検診等交通費支援、不妊通院費支援ほか ◇町村あたり13,000千円		海士町ほか
	6	Uターン促進に係る支援 離島出身者のUターンを促進するため三十路式や婚活などのイベントの開催やHP、フェイスブック等を活用した情報発信を行う。 ◇1事業あたり1,000千円		海士町
観光	7	離島の自然環境等を活かした観光・交流の促進(前回提案の内容拡充) 離島の自然環境・歴史や独自の伝統文化等を活かした観光・交流の促進を図るための取り組みに対して支援を行う。 ◇情報発信(HP、広告掲載、パンフ作成、メディアを活用したプロモーション等) ◇地域資源を活かした観光商品づくり ◇ガイド養成、配置(ガイド養成) ◇おもてなし向上のための研修・学習会 ◇自然環境等の保全、環境調査 ◇トイレ、案内板設置等の環境整備・維持管理 ……自然公園等はトイレがない、清潔な維持管理が困難などの理由によりツアーに組み込めないものもある。こうした素材を活かすために受入条件の整備・維持管理に対して支援が必要。 ◇1事業あたり50,000千円(1/2補助)		自然環境課 観光振興課 支庁
交通	8	移動・移送コスト支援 離島航路は道路と同様に島民生活に極めて重要。加えて産業分野では移送コストが大きなネックとなり、本土との価格競争等に対し条件不利性を有する。 こうしたことから移動・移送コストについては、国策として一定の支援が必要。 ◇851,700千円(フェリー1,900円×273,000人、高速船3,700円×90,000人) ◇乗客全員を対象に一律20%割引を実施する場合、最大300,000千円	JR運賃と比較した場合の差額 ×利用者数	全町村 交通対策課
	9	航路維持に係る町村負担に対する支援 離島航路を維持するために町村が一定の支援を行っているところ。これが町村にとっては大きな財政負担となっているため交付金による支援を望む。 ◇町村あたり約60,000千円		海士町 西ノ島町
	10	海上交通の利用環境改善への支援 世界ジオパーク認定を見据えた外国人・県外観光客誘致のための隠岐航路の利用環境改善に対する支援 ◇隠岐航路へのインターネット予約決済、HPの英語表示化等の導入 ◇1事業あたり35,000千円(1/3補助、1/3自治体、1/3事業者)		交通対策課
	11	空港利用促進に対する支援 離島交通の利便性確保のための離島航空路存続並びに島外からの観光客誘致等のため、町村等が行う空港利用促進対策に対して支援を行う。 ◇PR対策(広告掲載等) ◇イン対策(特定ツアーの企画・助成、おもてなしイベントの実施) ◇アウト対策(特定ツアーの企画・助成) ◇1件あたり20,000千円/年上限(1/2補助)		支庁

離島活性化交付金の施策提案について

(島根県)

分野	NO	提 案 内 容 ※費用は事業費ベース	備 考	提案者
医療	12	医師・看護師・検査技師の確保対策 離島においては、医療従事者を確保するために、特別手当や支度金の支給などの独自施策を実施し、その確保に努めているが大きな負担となっている。 こうしたことから町村独自施策に対して支援を行う。 ◇特別手当、研修費、支度金 ◇1病院あたり10,000千円		全町村
	13	救急搬送船委託経費の支援 救急医療病院がない町村においては救急患者を船舶で島外に搬送する必要があるため、そのための委託経費に対する支援を望む。 ◇6,540千円		知夫村
	14	通院経費等の支援 人工透析などの島外通院が必要な方に対する通院費・滞在費の支援 ◇1泊2日:1万2千円×人数分 ◇1町村あたり2,000千円程度/年(1/2補助)		海士町 西ノ島町 知夫村
	15	離島医療確保 医師派遣による定期的な診療を行うことにより受診機会の確保を図る。 加えて遠隔画像診断に係る読影委託を民間機関に委託する経費を支援する。 ◇専門医派遣費200千円×3人×12月=7,200千円 ◇読影委託費200千円×12月=2,400千円		海士町
教育	16	地域一体型教育体制の整備 本土との教育格差を解消し魅力的な学校づくり推進するため、島全体での取り組みを推進する。 ◇学校連携型学習センターの運営、島留学制度、内航船通学費補助、海外留学補助、部活動遠征補助 ◇年50,000千円/町村		海士町
	17	離島加配教員採用事業(前回提案の内容拡充) 離島であるがために教員が研修会参加する場合には前後泊が必要となり、出張が長期間となる。こうした場合、小規模校では標準法配置による教員数では一人あたりの負担が大きいことから、離島加配の教員採用を行う必要がある。また、複式授業にそぐわない算数等の教科について、町村独自で講師等を採用できるよう財政支援を行う。 ◇9,000千円		海士町 知夫村
	18	島まるごと図書館 離島の小規模町村では、図書館の蔵書も豊富とは言えず書店の数も少ない。こうしたことから学校や公民館などの蔵書をネットワーク化して管理・貸し出しすることにより、島の読書環境の充実を図る。 ◇システム化15,000千円		海士町
福祉	19	島外養護学校入学者への支援 島内に養護学校がない場合、島外の養護学校に入学することとなるが、障がいを持つ児童生徒の保護者にとっては、精神的・経済的な負担が発生している。このため、保護者が学校に行く際の交通費を支援する。 ◇200千円		海士町
	20	訪問介護サービスに対する支援 訪問介護サービスには、介護報酬の特別地域加算が設けられているものの、サービス利用者が限られ、移動等に費用と時間を要する離島においては、十分なサービスが提供できない状況となっており、サービス事業者に対する支援が必要。 ◇町村あたり10,000千円		隠岐の島町
	21	保育所(保育料)の無料化 管内町村では、少子化対策として保育料の無料化(第2子)及び1/2免除(第3子以降)などの独自施策を実施しており、これに対する国の支援を望む。 ◇町村あたり10,000千円		隠岐の島町ほか
	22	小規模保育所等への支援 少子化対策、地域の子育て拠点として、地域毎の保育所確保が重要であるが、少子化による小規模化が進み、保育所運営に支障を来している。また、地域から設置要望の強い放課後児童クラブについても一定人数が確保出来ないことにより、運営が困難な状況にある。 こうしたことから保育所の運営助成や放課後児童クラブへの運営助成が必要。		隠岐の島町
	23	高齢者への配食サービス支援 高齢者の配食サービスは、介護保険の地域支援事業で実施しているものの、利用者数も限定され、地域も複数に渡るために効率的な実施が困難であり、町村が独自に支援せざるを得ない状況。こうしたことから町村独自支援部分について支援を希望する。 ◇1町村あたり1,500千円/年		海士町

離島活性化交付金の施策提案について

(島根県)

分野	NO	提 案 内 容 ※費用は事業費ベース	備 考	提案者
通信	24	通信施設(光回線)の維持管理経費の支援(前回提案の内容拡充) 「光の道」構想に基づき、超高速ブロードバンドの整備が進んでいるが、人口減少・少子高齢化が著しく進んでいる離島においては、高い加入率が見込めないため、自治体と通信事業者が結ぶ保守契約(IRU契約)等をはじめとする維持管理費が多額となっている。 このため、すでに整備した自治体においてはこの経費が財政的に大きな負担になっているほか、未整備の自治体においては整備を躊躇する大きな要因となっている。 離島においては、地域の情報発信や特産品の販売等の産業活動のほか、遠隔医療支援や高齢者の見守りなど、日常生活においてもICTの利活用を広げていくことが、住みやすく活力の地域を目指す上で重要であり、それを実現するためには超高速ブロードバンド環境の整備が必須であり、自治体と通信事業者が結ぶ保守契約(IRU契約)をはじめとする超高速ブロードバンドの維持管理費に対する町村負担に対し財政的な支援を行う。 ◇1契約(町村)あたり約45,000千円/年		全町村 情報政策課
	25	地域産品販売促進モデル事業(前回提案の内容拡充) 離島資源を活用した地域産品のブランド化や新たな特産品の研究開発、販売方法の検討、販路の確保、特産品のPRなどの取り組みに対し支援を行うことにより、地域産業の活性化に繋げる。 ◇1事業あたり10,000千円(1/2補助) ◇国1/2、町村1/2による事業実施者に対する10/10委託事業を認める ◇事業費には町村職員の旅費も対象とする		海士町 知夫村 ブランド推進課
産業	26	新規雇用に対する事業主への支援 新規雇用に対する事業主への支援を実施し経営の安定化及び雇用の確保を図るために支援を行う。 ◇要件を定めて認定事業主を支援対象とする ◇6,000千円(50千円×12月×10人)		隠岐の島町
	27	新規起業に対する支援 離島の産業振興及び雇用の確保を図るための支援を行う。 ◇要件を定めて支援対象業種を指定 ◇5,000千円(1,000千円×5件)		隠岐の島町
	28	創業支援センター創設事業 官民協働型の地域創業支援センターを設立し、人・モノ・金・環境・ノウハウ・人脈などを提供することにより、地域課題の解決や地域産業の創出などを行う。 ◇出資金100,000千円(1/2補助)		海士町
	29	鮮魚等運搬費用の支援 離島が本土との価格競争を行うためには輸送コストの削減が必要不可欠。このためには漁獲物運搬船に係る燃料費等の支援を望む。 ◇燃料費等支援13,000千円/年		知夫村 隠岐の島町
畜産	30	死亡牛処理費用の助成(前回提案の内容拡充) 隠岐地区においては、死亡牛処理を広島県の化製場に搬送して行っていることから、本土に比べ処理費が高額となり畜産農家の負担となっている。 このため本土並みの処理費となるよう支援を行う。 ◇年間処理件数約50頭×助成額100千円=5,000千円	<農家負担額> ・隠岐以外 47,875~60,425円 ・隠岐島前 144,420円 ・隠岐島後 184,420円	食料安全推進課
	31	海岸漂着ごみ処理に係る費用支援 離島の自然環境を保全するためには海岸漂着ごみの処理支援が必要な状況。 ◇1町村あたり10,000千円~20,000千円程度		全町村
地域	32	離島住民買い物支援 離島の小売業は経営が困難を極め、無店舗集落が増加している。移動手段を持たない高齢者は食料や生活用品の買い物にも不自由しており、移動販売の実施やデマンドバスの運行、物資の配達を行う必要がある。 年金暮らしの高齢者の負担増とならないようこうしたサービスに対する行政支援を行う。 ◇移動販売、デマンドバス運行助成1,500千円/年		海士町
	33	地域コミュニティ等活性化支援 近年、希薄化した集落の連帯感の醸成や伝統芸能等の継承に係る費用の支援 ◇イベント経費、地域間交流、伝統芸能の開催・維持経費等の支援 ◇1集落あたり30万円を上限に補助		隠岐の島町 西ノ島町
	34	空き屋対策支援 近年、空き屋が増加しその対応に苦慮しているところ。町村において空き家の撤去や有効活用などの対策が進むよう、町村に対し空き家の所有権移転費用を支援する。 ◇1,000千円(100千円×10件)		隠岐の島町

離島活性化交付金の施策提案について

(島根県)

分野	NO	提 案 内 容 ※費用は事業費ベース	備 考	提案者
防災	35	ハザードマップ作成支援 防災・減災対策に資するため、町村が作成する津波被害や河川氾濫、土砂災害の危険箇所を網羅したハザードマップの作成経費に対して支援を行う。 ◇町村あたり5,000千円		知夫村 隠岐の島町
	36	備蓄物資購入支援 災害時に孤立化の恐れがある集落について備蓄物資を整備する。 ◇1町村あたり3,000千円		西ノ島町 知夫村
消防	37	広域消防に対する支援 隠岐地区の消防は小規模な4島で構成される広域消防であるため、交付税措置分だけでは十分な消防機能を発揮出来ない。このためため消防機能の充実を図るための支援を行う。 ◇町村あたり30,000千円		海士町
	38	隠岐の歴史文化の魅力 調査発見事業 隠岐に残された歴史資料、文化財を調査研究し、その特質、魅力を明らかにする。文化講座等を通じて住民の郷土に対する理解と愛着を深めるとともに、島外で博物館展示、講演会等を開催して広くPRし、誘客に繋げる。 また隠岐に即したテーマでシンポジウム、学会を主催・誘致し、交流人口の増加を図る。 ◇隠岐の文化財総合把握調査 2,000千円/年 ◇隠岐の史跡・埋蔵文化財保護支援 5,000千円/年 ◇博物館展示「シリーズ隠岐の歴史文化 その特質と魅力」 2,000千円/年 ◇隠岐に関する特定テーマのシンポジウム開催、学会誘致 3,000千円/年 (例:黒曜石調査研究/隠岐黒曜石サミット)		文化財課
エネルギー	39	再生可能エネルギー導入可能性調査 離島の環境を活かした風力や小水力、木質バイオマスエネルギー等の利活用・導入可能性調査に係る費用を支援 ◇離島での利活用・導入可能性について調査 ◇1事業あたり10,000千円(1/2補助)		支庁
	40	再生可能エネルギー導入支援 再生可能エネルギーは環境にやさしいエネルギー源であるとともに、非常時の電源や熱源としても利用可が可能。こうしたことから、離島における再生可能エネルギーの導入を促進するため、町村が行う導入補助金に対して支援を行う。 ◇住宅用太陽光などのFIT制度対象外について支援 ◇住宅太陽光は離島は本土に比べ導入費が割高となるため経産省補助に加えて支援 ◇離島の資源である木質バイオマスの利用拡大を図るためペレットストーブ等も導入支援 ◇町村あたり4,000千円		町村意見を踏まえ支庁で立案